報道発表

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

令和３年９月 24 日

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議の設置について

通信制高等学校の質の確保・向上に向けては、これまで一部の通信制高等学校において不適切な学校運営や教育活動等の実態が見られる状況を踏まえ、本年３月に学校教育法施行規則や高等学校通信教育規程の改正を行い、教育課程の編成・実施の適正化やサテライト施設の教育水準の確保に向けた取組を進めているところです。

今後、「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の更なる質保証については、生徒の学びを保障する観点からも解決すべき課題が多く、通信制課程における高等学校教育のこれからの在り方等について検討を行うため、標記会議を設置することとしましたので、お知らせ致します。

１．検討事項

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方について

（１）通信制課程の教育方法や学習支援体制の在り方

（２）設置認可基準・所轄庁の在り方

（３）その他

２．検討の背景

○　現在の通信制課程の教育制度は、勤労青少年を前提として、自宅等において「自学自習」に取り組むことを原則とした特例的な教育方法（添削指導、面接指導、試験、多様なメディアを利用した教育）を採用

○　一方、広域通信制高等学校の生徒の実態として、その３分の２は不登校経験のある 16～18 歳の未就業者が主であり、これらの生徒は、在籍する高等学校の本校所在地から遠距離にある都市部等に在住している場合が多く、週何日か定期的に登校して学校教員から対面の面接指導等による学習支援が必要な時に受けられるような環境にはないことなどから、「自学自習」の学習習慣を身に付けることが困難な傾向が強く、本制度が従来想定していた学ぶ意欲を強く持ちながらも就業のためにその機会が得られないといった生徒像とは大きく異なるため、近年「自学自習」が困難な生徒が大多数を占めている実態を踏まえた通信制課程の教育方法や学習支援体制等の在り方を検討することが必要

○　また、近年、勤労青少年を前提とした特例的な教育方法等であるため、その設置が比較的容易となる場合があることなどから、広域通信制高等学校の設置数が急激に増加しているが、一部の学校では多様な生徒の実態に対応した学校教育としての質保証が十分ではなく、不適切な学校運営や不十分な教育活動等の実態が見られるとともに、広域通信制高等学校が設置するいわゆる「サテライト施設」が所轄庁の自治体の圏域を超えて全国各地に多数設置されており、その設置認可等の在り方も大きな課題

３．委員（五十音順）

青木　栄一	東北大学教授
吾妻　俊治	東海大学付属望星高等学校長
荒瀬　克己	独立行政法人教職員支援機構理事長
岩本　悠	一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事
大河原　遼平	ＴＭＩ総合法律事務所弁護士
篠原　朋子	ＮＨＫ学園高等学校長
時乗　洋昭	山手学院中学校・高等学校長
原口　瑞	神奈川県立横浜修悠館高等学校長
日永　龍彦	山梨大学大学教育センター教授
光富　祥	太平洋学園高等学校長
村松　洋子	島根県立宍道高等学校長
森田　裕介	早稲田大学人間科学学術院教授　　（計 12 名）

４．第１回会議の開催予定

（１）日　時　：令和３年９月 28 日（火）15：00～17：00

（２）開催方法：web 会議

（３）傍聴方法：９月 27 日（月）12：00 までに傍聴申込フォーム
（https://pf.mext.go.jp/admission/page-25671.html）より登録

＜参考資料＞

参考資料１　「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議について

参考資料２　高等学校通信制課程の概要

参考資料３　広域通信制高等学校のサテライト施設の類型

参考資料４　新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改正等について（通信制課程部分抜粋）

＜担当＞　初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
参事官　安彦　広斉（内線 3171）
参事官補佐　酒井　啓至（内線 3961）
専門職　飯田　輝紀（内線 4679）
神田　哲志（内線 3707）
電話：03－5253－4111（代表）
03－6734－3482（直通）
e-mail:koukou@mext.go.jp

参考資料１

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議について

令和３年８月30日
初等中等教育局長決定

１．趣旨

通信制高校の質確保・向上に向けては令和３年１月の中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」及び令和３年２月の「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議審議まとめ」（以下「審議まとめ」という。）を受け、令和３年３月に関係省令等の改正を行い、教育課程の編成・実施の適正化、サテライト施設の教育水準の確保及び主体的な学校運営改善の徹底に向けた諸方策を講じたところである。

一方で、審議まとめの取りまとめにあたっては、今後更なる検討が必要な論点として、ＩＣＴが急速に進展する時代において、全日制・定時制・通信制課程のそれぞれの意義及び役割の捉え直しについて挙げられていたところである。また、教育再生実行会議第十二次提言（令和３年６月）においても、対面指導の重要性や通信教育の質保証の観点等を踏まえ、全日制・定時制・通信制の区分の在り方について検討すべきことが提言された。

これらを踏まえ、本協力者会議では、対面指導の重要性や質保証の観点等を踏まえた通信制課程のこれからの教育の在り方についての検討を行うこととする。

２．検討事項

（１）「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する事項の論点整理について
（２）その他通信制高等学校に関する施策について

３．実施方法

（１）別途委嘱する学識経験者等の協力を得て、上記の検討を行う。
（２）必要に応じて上記以外の関係者にも協力を求めることができる。

４．ワーキンググループ

この会議は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

５．開催期間

令和３年９月 28 日から令和５年３月 31 日までとする。

６．その他

この会議に関する庶務は、初等中等教育局参事官（高等学校担当）付において行う。

別　紙

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する
調査研究協力者会議　名簿

（敬称略・五十音順）
（令和３年８月現在）

青木　栄一	東北大学教授
吾妻　俊治	東海大学付属望星高等学校長
荒瀬　克己	独立行政法人教職員支援機構理事長
岩本　悠	一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事
大河原　遼平	ＴＭＩ総合法律事務所弁護士
篠原　朋子	ＮＨＫ学園高等学校長
時乗　洋昭	山手学院中学校・高等学校長
原口　瑞	神奈川県立横浜修悠館高等学校長
日永　龍彦	山梨大学大学教育センター教授
光富　祥	太平洋学園高等学校長
村松　洋子	島根県立宍道高等学校長
森田　裕介	早稲田大学人間科学学術院教授

（計 12 名）

高等学校通信制課程の概要

○ **高等学校通信制課程は、**勤労青年に高等学校教育の機会を提供するものとして戦後に制度化され、教室授業を中心とする全日制課程・定時制課程とは異なり、通信手段を主体とし、**生徒が自宅等で個別に自学自習することとして、添削指導・面接指導・試験の方法により教育を実施**している。また、これらに加えて**多様なメディアを利用した指導**を行うことができる。

○ 近年では、学習時間や時期、方法等を自ら選択して**自分のペースで学ぶことができる通信教育ならではの特長を生かして**、勤労青年のみならず、**スタートラインも目指すゴールも異なる多様な生徒に対して教育機会を提供**している。

通信教育の方法

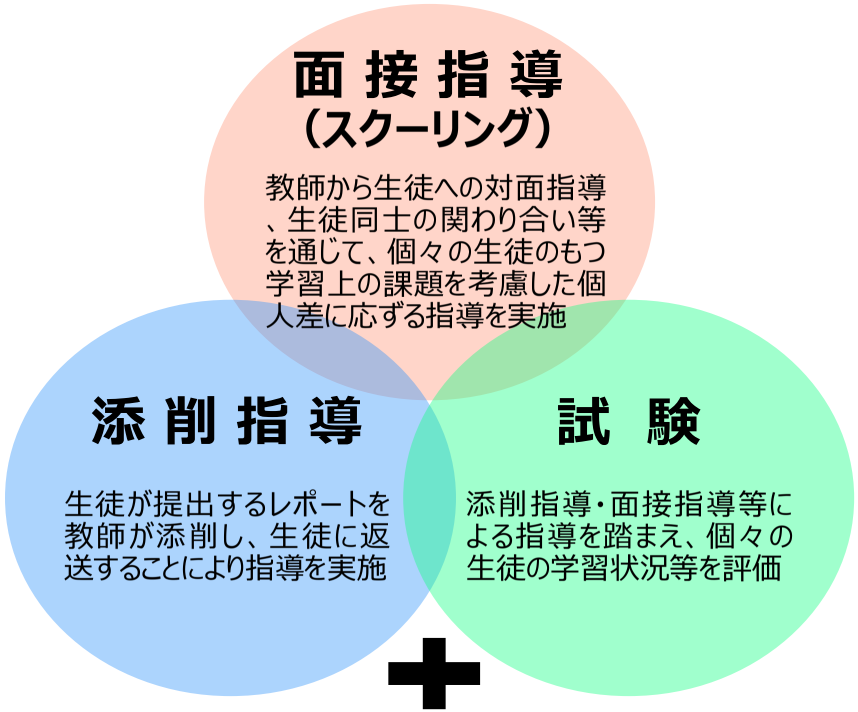

教育課程の特例 （※ 高等学校学習指導要領第１章第２款５）

- 各教科・科目の添削指導の回数、面接指導の単位時間の標準は、全日制課程・定時制課程とは異なり、下表のとおり定められている。
- 多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れて指導を行った場合には、面接指導等の時間数のうち10分の６以内の時間数を免除することができる（生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の８以内の時間数を免除することができる）。

各教科・科目等	添削指導（回）	面接指導（単位時間）
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて２～３	各教科・科目の必要に応じて２～８

（※）学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの、理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、１単位につき、それぞれ１回以上及び１単位時間以上確保した上で、各学校で設定。
（※）特別活動は、ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上指導。

参考資料２

広域通信制高等学校のサテライト施設の類型

○　通信制高等学校のうち、３以上の都道府県で生徒募集を行い、通信教育を実施する学校を**広域通信制高等学校**という。広域通信制高等学校の設置等を認可する場合には、所轄庁はあらかじめ文部科学省へ届出を行うこととなる。

○　**広域通信制高等学校は所轄の都道府県の区域を越えて教育活動等を行い**、その本校（実施校）とは別に、面接指導やスクーリングのサポート等を実施するための**サテライト施設を広範に展開する学校も多く存在**している。

※令和２年４月時点で**109校（公立１校、学校法人立92校、株式会社立16校）**の広域通信制高校が設置

所轄庁 ----事前届出----▶ 文部科学省

設置認可

【県内】

広域通信制高等学校
実施校

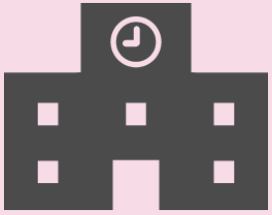

サテライト施設の類型

【県外】

設置	分校	実施校専用の施設として設置する添削指導・面接指導・試験のための施設（○○学習センター、○○キャンパス等）
協力	協力校	実施校の行う面接指導・試験等に協力する他の高等学校
協力	技能教育施設	所在する都道府県の教育委員会の指定を受けた技能教育のための施設で、実施校の行う面接指導・試験等に協力する施設（企業内訓練校、高等専修学校等）
協力	他の学校等の施設	実施校の面接指導・試験等を実施するために借用する他の学校等の施設（大学、専修学校、高等専門学校等）
提携	サポート施設	実施校に在籍する生徒に対して学習面や生活面での支援等を行うものとして実施校・設置者が提携を認める施設
提携	その他の施設	学校教育活動とは直接関連があるものではないが、実施校・設置者が提携を認める施設

面接指導等施設

学習等支援施設

通信教育連携協力施設

※実施校が県外にサテライト施設を設置する場合、所轄庁は、当該施設が所在する都道府県に対して、意見照会を実施することが一般的

参考資料3

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改正等について（通信制課程部分抜粋）

○ 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和３年１月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和２年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を実施（令和３年３月）。

高等学校通信教育の質保証 【高等学校通信教育規程等の一部改正、ガイドライン・通知事項】

①通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

◆ 通信教育実施計画の作成・明示等

・通信教育の方法・内容や一年間の計画等を科目ごとに記載した計画として、通信教育実施計画を策定・明示するものとする。

◆ 同時に面接指導を受ける生徒数

・同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本としつつ、40人を超えないものであることを明確化。

◆ 関係法令の趣旨明確化

・試験は、添削指導・面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならないこととする。
・多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等の時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量・質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるとともに、多面的・多角的な評価を行うなど学習評価の充実を図るものとする。
・集中スクーリングは、多くとも1日8単位時間までを目安に設定するなど、生徒・教師の健康面・指導面の効果を考慮して適切に定めることとする。

②サテライト施設の教育水準の確保

◆サテライト施設の法的位置付けの明確化

・通信制高校の展開するサテライト施設について、最低限の教育水準を確保するため、「通信教育連携協力施設」として法的位置付けを明確化。

◆ 高等学校教育を担うに相応しい教育水準の確保

・面接指導等の実施に連携協力するサテライト施設は、本校の基準に照らして、適切な編制・施設・設備等を備えなければならないものとする。
・所轄の都道府県の区域外に所在するサテライト施設は、その所在地の都道府県知事が定める設置認可基準を参酌して、適切性を確認する。

③主体的な学校運営改善の徹底

◆ サテライト施設を含めた学校評価の充実

・通信制高校の展開するサテライト施設について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表を努めるものとする。

◆ 教育活動等の情報の公表

・公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、サテライト施設ごとに、生徒数・教職員数、教育課程、施設・設備等の教育環境、卒業後の進路状況など、教育活動等の情報を公表するものとする。

（※）令和４年４月１日から施行予定

参考資料4